

(別添3)

## 消費生活相談員等相談技術向上支援事業事務処理要領

### 1 目的

消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項の規定により、市町村が消費者からの苦情に係る相談、苦情の処理のためのあっせん、必要な情報の収集・提供等の事務を行うことになったことに伴い、同条第1項第1号に規定する市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助の一環として、市町村職員、消費生活相談員等の資質向上を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

### 2 実施形態

県は、各市町村の消費生活相談員、職員等を対象として、次の取組を実施する。

#### (1) 消費生活相談員スキルアップセミナー

- ア 内容：消費生活相談を行うに当たり参考となる分野の専門家による講義を内容とするセミナー
- イ 日時：原則として毎月第3水曜日の午前中
- ウ 場所：県民生活センター

#### (2) 消費生活相談事例研究会

- ア 内容：①関係法令に関する講義、②消費生活相談を行うに当たり参考となる相談事例の共同研究を内容とする研究会
- イ 日時：原則として毎月第3水曜日の午後
- ウ 場所：県民生活センター

### 3 実施方法

2(1)及び(2)の詳細については、別途、各年度において定める実施要領によることとする。